



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年8月5日火曜日 第2594号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	643
施術機関の指定.....	(") ...	643
指定施術機関の変更.....	(") ...	644
指定医療機関の休止の届出.....	(") ...	645
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	645
指定医療機関の辞退.....	(") ...	645
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...	645
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	(") ...	645
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	646
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ...	646
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	(") ...	646
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ...	647
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ...	647
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(") ...	647
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	647
肥料の登録.....	(農産園芸課) ...	648
林業用種苗生産事業者の登録の失効.....	(森林整備課) ...	648
解除予定保安林にする旨の通知.....	(") ...	648
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	648
道路の区域変更(県道小田柳谷線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	655
道路の供用開始(県道小田柳谷線)(2件).....	(") ...	655
公 告		
採石業務管理者試験の実施.....	(土木管理課) ...	655
雑 報		
公示による通知.....	(収用委員会事務局) ...	656

告 示

○愛媛県告示第916号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年8月5日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
こたに歯科医院	新居浜市星原町6番15号	平成26年 5月1日
松葉診療所	西予市宇和町卯之町一丁目347番地2	平成26年 6月1日
あき歯科医院	四国中央市妻鳥町1695-1	平成26年 6月6日

○愛媛県告示第917号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、

施術機関を次のように指定した。

平成26年8月5日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
中平光二	中平治療院	北宇和郡鬼北町近永643	平成26年 7月1日
徳永英将	治療院たいよう	今治市矢田乙360-45	平成26年 7月1日
森康臣	もり指圧治療院	今治市大正町六丁目1番63号	平成26年 7月1日
沢田秀子	さら治療院	今治市中日吉町1-7-7	平成26年 7月1日
池田啓二	池田鍼灸接骨院	今治市南宝来町二丁目6-15	平成26年 7月1日
佐伯修三	佐伯鍼灸院	今治市恵美須町一丁目3の10	平成26年 7月1日
芝田光志	芝田鍼灸院	今治市宅間甲2017-2	平成26年 7月1日
高橋功	高橋療院	今治市米屋町四丁目3-6	平成26年 7月1日

藤原一知	藤原接骨院	今治市栄町一丁目2-10	平成26年 7月1日
栗谷川好一	オステ治療院	今治市共栄町一丁目3-1	平成26年 7月1日
村上昭子	村上あき子鍼灸治療院	今治市伯方町有津甲1544	平成26年 7月1日
曾我部浩	曾我部鍼灸院	今治市郷桜井二丁目6-27	平成26年 7月1日
星野泰隆	星野鍼灸接骨院	今治市上徳1-7-38	平成26年 7月1日
高智吉也	下田屋鍼灸整骨院	今治市大三島町宮浦5633	平成26年 7月1日
橋田貴光	たかみつ治療院	今治市阿方甲544-6	平成26年 7月1日
薬師神恵理	クローバー鍼灸整骨院	宇和島市御幸町2-2-21 御幸グリーンビル1階	平成26年 7月1日
三瀬典昭	われい鍼灸接骨院	宇和島市丸之内一丁目4-3	平成26年 7月1日
佐々木一明	佐々木鍼灸院	八幡浜市1475-7	平成26年 7月1日
生部吉徳	生部鍼灸接骨院	八幡浜市松柏丙821の1	平成26年 7月1日
門石義之	かどいし鍼灸接骨院	八幡浜市穴井3-484-38	平成26年 7月1日
秋山宗一	だるま堂治療院	新居浜市坂井町二丁目6番20号	平成26年 7月1日
近藤隆夫	近藤鍼灸院	新居浜市松原町13-72	平成26年 7月1日
高橋正佳	高橋ハリ・灸接骨院	新居浜市中村二丁目12-54	平成26年 7月1日
永易賢一郎	川東はりきゅう院	新居浜市田の上二丁目16番52号	平成26年 7月1日
日浅早人	日浅鍼灸院	新居浜市北新町11番29号	平成26年 7月1日
星加基文	中萩針灸院	新居浜市中萩町2番3号	平成26年 7月1日
黒川栄二	神拝鍼灸院	西条市神拝甲231番地1	平成26年 7月1日
小林達也	らく鍼灸治療院	西条市国安967-8	平成26年 7月1日
佐藤佳孝	信愛鍼灸接骨院	西条市神拝甲316番地5	平成26年 7月1日
白石進	白石鍼灸院	西条市三津屋78番地13	平成26年 7月1日
菅俊雄	大泉鍼灸接骨院	西条市大町258-5	平成26年 7月1日
黒川淳二	黒川針灸院	西条市三津屋37-6	平成26年 7月1日
吉田幸継	吉田鍼灸院	西条市壬生川558番地8	平成26年 7月1日
玉井ちはる	玉井鍼灸	西条市北条1453	平成26年 7月1日
一柳智顕	こまつ鍼灸院	西条市小松町新屋敷甲214-1	平成26年 7月1日
山中研二	山中はりきゅう整骨院	西条市明屋敷313-1	平成26年 7月1日
大垣雅義	みやび鍼灸院	西条市下島山甲2003-106	平成26年 7月1日

入山元彦	入山接骨鍼灸院	西条市樋之口65-3	平成26年 7月1日
渡部政晴	イシス鍼灸院	西条市喜多台113-5	平成26年 7月1日
塩崎友子	さがわ鍼灸整骨院	西条市大町676-1 グレース河上1F	平成26年 7月1日
崎須賀響	亀の手施術堂	大洲市新谷乙558 フォレスト田川1階	平成26年 7月1日
町野公一	町野鍼灸接骨院	大洲市菅田町菅田甲1739-1	平成26年 7月1日
山下清治	山下鍼灸接骨院	大洲市菅田町菅田甲1903	平成26年 7月1日
小倉夏樹	訪問鍼灸院導案	大洲市柚木1050-13	平成26年 7月1日
岡田亮	まこと治療院	伊予市下吾川1476-1	平成26年 7月1日
篠原仁	なだまち鍼灸接骨院	伊予市灘町219番地5	平成26年 7月1日
中垣由紀子	たんぼ鍼灸院	四国中央市三島中央3-4-2	平成26年 7月1日
河村珠江	かわむら鍼灸院	四国中央市土居町土居650-1	平成26年 7月1日
高橋照夫	高橋鍼灸院	四国中央市三島中央2-1-7	平成26年 7月1日
村上正太郎	村上鍼灸院	四国中央市上柏町45-10	平成26年 7月1日
井川健二	井川鍼灸接骨院	四国中央市豊岡町長田396番地	平成26年 7月1日
宇都宮光慶	うわ整骨院	西予市宇和町卯之町2-409-1 炭倉テナント2号	平成26年 7月1日
酒井哲也	さかい鍼灸治療院	西予市宇和町れんげ965番地22	平成26年 7月1日
中村達也	なかむら鍼灸整骨院	西予市城川町魚成3702-7	平成26年 7月1日
野瀬紀明	ケアマッサージ 楽えん	東温市横河原185-22	平成26年 7月1日
上川利勝	うえかわ鍼灸マッサージ治療院	東温市田窪2054-8	平成26年 7月1日
上川義弘	うえかわ鍼灸マッサージ治療院	東温市田窪2054-8	平成26年 7月1日

○愛媛県告示第918号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により指定した施術機関の氏名が、次のように変更された。

平成26年 8月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏 名	施 術 機 関 名 称	施 術 所 所 在 地	変 更
			年 月 日
(変更後) 中垣由紀子	たんぼ鍼灸院	四国中央市三島中央3-4-2	平成26年 5月28日
(変更前) 三谷由紀子			

○愛媛県告示第919号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休 止 年 月 日
公益財団法人正光会柿の木診療所	宇和島市柿原1352 - 1	平成26年 7月 1日

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年 月 日
しまだ医院	八幡浜市江戸岡一丁目 8 - 26	平成26年 6月30日

○愛媛県告示第921号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
ほほえみ歯科クリニック	四国中央市妻鳥町字山口屋1274番地 1	平成26年 7月31日

○愛媛県告示第920号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第922号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目 1 番37号	平成26年 5 月 1 日
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	デイサービスコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年 5 月 1 日
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	ヘルパーステーションコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年 5 月 1 日
株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町城辺甲2575番地 4	レッツ倶楽部愛南	南宇和郡愛南町城辺甲2575番地 4	平成26年 6 月 2 日
株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番36号	フロンティア薬局松木町店	新居浜市松木町 3 - 7 水野ビル 1 F	平成26年 6 月 4 日
株式会社ハートウォーミングライブ藤田	今治市郷桜井四丁目 2 番18号	小規模多機能型居宅介護施設ししま	今治市桜井四丁目 6 番52号	平成26年 6 月 5 日
株式会社訪問看護ステーションすみれ	今治市片山二丁目 5 番28号	株式会社訪問看護ステーションすみれ	今治市片山二丁目 5 番28号	平成26年 6 月24日

○愛媛県告示第923号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
合同会社ブルーム	今治市片山三丁目 9 番 4 号 リーベ片山101号	合同会社ブルーム	今治市片山三丁目 9 番 4 号 リーベ片山101号	平成26年 6 月 1 日

○愛媛県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成26年 5 月 1 日
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	デイサービスコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年 5 月 1 日
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	ヘルパーステーションコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年 5 月 1 日
株式会社ケアサポートそよかぜ	南宇和郡愛南町城辺甲2575番地4	レッツ倶楽部愛南	南宇和郡愛南町城辺甲2575番地4	平成26年 6 月 2 日
株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号	フロンティア薬局松木町店	新居浜市松木町3-7 水野ビル1F	平成26年 6 月 4 日
株式会社ハートウォーミングライフ藤田	今治市郷桜井四丁目2番18号	小規模多機能型居宅介護施設ししま	今治市桜井四丁目6番52号	平成26年 6 月 5 日
株式会社訪問看護ステーションすみれ	今治市片山二丁目5番28号	株式会社訪問看護ステーションすみれ	今治市片山二丁目5番28号	平成26年 6 月24日

○愛媛県告示第925号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス今治	（変更後） 今治市蔵敷町一丁目14番2号 シャトークラシキ101号 （変更前） 今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	平成25年 5 月14日

○愛媛県告示第926号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人エンゼル	（変更後） 伊予郡松前町北川原33番地1 （変更前） 伊予郡松前町中川原168番地1	指定居宅介護支援事業所エンゼル	（変更後） 伊予郡松前町北川原33番地1 （変更前） 伊予郡松前町中川原168番地1	平成26年 7 月 1 日

○愛媛県告示第927号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス今治	（変更後） 今治市蔵敷町一丁目14番2号 シャトークラシキ101号	平成25年5月14日
			（変更前） 今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	

○愛媛県告示第928号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	デイサービスコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年6月30日
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	ヘルパーステーションコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年6月30日

○愛媛県告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	デイサービスコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年6月30日
株式会社コンフォルト	松山市東垣生町497番地	ヘルパーステーションコンフォール	東温市志津川甲773番地	平成26年6月30日

○愛媛県告示第930号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日

サニー T S U B A K I 棧店	松山市古川西二丁目 985番地 外	大規模小売店舗の名称	サニーマート棧店	サニー T S U B A K I I 棧店	平成26年 7月20日	平成26年 7月25日
		大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	株式会社サニーマート 代表取締役 池田 幸一	株式会社サニーマート 代表取締役 西村 崇	平成26年 6月30日	
		大規模小売店舗において小売業 を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第931号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年7月24日	愛媛県第1284号	炭酸カルシウム肥料	15粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第932号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
8	いしづち森林組合	西条市大町1211番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成		西条市大町

○愛媛県告示第933号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
東温市則之内字九尾ダバ丙192の88、丙192の89
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
送電変電設備用地とするため

以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751番地
代表取締役社長 宮本 佳幸
- 2 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニファクチャリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8番地6
- 3 特定施設に関する事項

(1) A - 102

○愛媛県告示第934号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり100枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 1.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.03 最大 0.03
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.25 最大 0.25
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 15 最大 15	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) C - 1

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり25枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 1.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.17 最大 0.17	
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 9 最大 9	

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.14 最大 0.14
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 12 最大 12

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) C - 2

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり25枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 1.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.17 最大 0.17
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 9 最大 9	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(4) C - 3

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり100枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 3	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(5) C - 4

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり100枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 6 最大 6	

る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 47 最大 47	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設及びH₂O₂処理施設にて処理する。

(6) C - 5

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり25枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 6 最大 6	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(7) C - 6

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり25枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 9 最大 9	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(8) E - 71

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 6 最大 6	

る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 6 最大 6	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(9) E - 72

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 6 最大 6	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(10) E - 73

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 6 最大 6	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(11) E - 74

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)	通常 6 最大 6

る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)		通常 6 最大 6

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(12) E - 75

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単 位 立 方 メートル)		通常 6 最大 6

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(13) E - 76

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 6 最大 6	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(14) E - 77

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6 最大 6

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月 30日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽	縦2.1メートル 横2.9メートル 高さ3.5メートル	縦9.5メートル 横9.5メートル 高さ3.5メートル
	沈殿槽	直径2メートル 高さ2.8メートル	直径4メートル 高さ1.8メートル
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 180	通常 5
		最大 278	最大 8
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	一次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル × 2基 二次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル × 2基		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

(3) H₂O₂処理施設

設 置 年 月 日	平成26年 2月 1日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理

処 理 施 設 の 型 式	活性炭処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	P E製及びF R P製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	過酸化水素分解塔 直径2.2メートル 高さ5.4メートル × 2基		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり50立方メートル処理 × 2基		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性炭処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 25
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 14 最大 31	通常 14 最大 31
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 290 最大 290	通常 290 最大 290

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 22 最大 40
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 6.0

汚水等の 1 日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000
------------------------------	----------------------

備考 この他に、雨水排水口が 5 箇所ある。

○愛媛県告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4210番地先から 同町西谷字中畑4010番 2 まで	旧	メートル 3.2～20.6	キロメートル 0.305	
		上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4212番 2 から 同町西谷字中畑4011番 3 まで	新	21.6～54.6	0.296	

○愛媛県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4212番 2 から 同町西谷字中畑4010番 2 まで	平成26年 8 月 5 日

○愛媛県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3674番から 同字3666番 3 まで	平成26年 8 月 5 日

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第 1 項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

2 試験の日時

平成26年10月10日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成26年 9 月 3 日（水）から12日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

雑 報

○公示による通知

中村象之助（愛媛県四国中央市三島中央五丁目字青木1539番の土地登記簿表題部所有者）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成26年8月25日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成26年 8 月 5 日

愛媛県収用委員会

会長 市 川 武 志

平成26年 7 月 23 日 付け 26 媛 収 第 7 - 7 号 審 理 の 開 催 に つ い て
（ 審 理 開 催 の 通 知 ）